

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種履歴及び住基情報を確認する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル、(2) ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康医療部 保健予防課／保健福祉局(新型コロナウイルスワクチン接種担当)
②所属長の役職名	保健予防課長／課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市総務企画局行政部情報公開室
電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課
電話 092-711-4270 FAX 092-733-5535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 田中 雅人	保健予防課長 執行 睦実	事後	重要な変更当たらない(所属長の変更)
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第1の10の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	重要な変更当たらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2、17、18の項及び19の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	重要な変更当たらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 執行 睦実	保健予防課長 山本 信太郎	事後	重要な変更当たらない(所属長の変更)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	重要な変更当たらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 山本 信太郎	保健予防課長	事後	重要な変更にあたらぬ (基礎項目評価書の様式変更のため)
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。	事前	重要な変更にはあたらぬ (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	重要な変更にはあたらぬ (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	重要な変更にはあたらぬ (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	重要な変更にはあたらない (番号法の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要</p>	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、 期日又は期間を指定して予防接種法及び新型イン フルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の 実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の 健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健 康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型イン フルエンザ等対策特別措置法及び行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次 の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な 住民基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、実 施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、 データ化したファイルを母子保健システムに登録し、 管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康 被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児 養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年 金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種 歴及び住基情報を確認する。</p>	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、 期日又は期間を指定して予防接種法及び新型イン フルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の 実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の 健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健 康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型イン フルエンザ等対策特別措置法及び行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次 の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な 住民基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、実 施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、 データ化したファイルを母子保健システムに登録し、 管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康 被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児 養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年 金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種 歴及び住基情報を確認する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象 者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、 他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ き、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交 付を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象であ るため</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)予防接種情報ファイル	(1)予防接種情報ファイル、(2)ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	I 関連情報 3.個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 	<ul style="list-style-type: none"> (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 健康医療部 保健予防課	保健福祉局 健康医療部 保健予防課／保健福祉局(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	保健予防課長／課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため